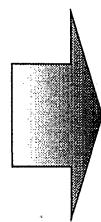


## 4. 社会保険事務所の配置の見直し

### ① 平成18年度における首都圏の社会保険事務所の配置見直し

- 国民年金の保険料の徴収対策の強化を図り、また、窓口の混雑解消を図るため、管轄地域の人口が100万人を超える超大規模事務所の管轄地域のうち、3カ所に新たな社会保険事務所を設置する。
- 具体的には、平成18年10月に埼玉県越谷市、千葉県市川市、東京都青梅市に社会保険事務所を設置し、その振替として、東京23区内のうち1区に2箇所配置されている事務所を統合して、3カ所の社会保険事務所を廃止する。



#### <新設社会保険事務所>

越谷社会保険事務所（埼玉県越谷市）  
市川社会保険事務所（千葉県市川市）  
青梅社会保険事務所（東京都青梅市）

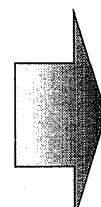
#### <統合により廃止する社会保険事務所>

所在地	統合により廃止	統合先	統合後の名称
東京都千代田区	神田社会保険事務所	麹町社会保険事務所	千代田社会保険事務所
東京都中央区	日本橋社会保険事務所	京橋社会保険事務所	中央社会保険事務所
東京都大田区	大森社会保険事務所	蒲田社会保険事務所	大田社会保険事務所

※3事務所の新設については、今通常国会において、地方自治法に基づく国会承認を求めているところ。

### ② 平成20年度以降における全国的な社会保険事務所の配置見直し

- 平成20年10月の年金運営新組織移行に際し、地方社会保険事務局のブロック化を講じることとしているが、これに併せて、社会保険事務所の配置の全国的な見直しを検討・実施する。



#### <配置見直しの検討の視点>

- ・超大規模事務所の解消のための事務所の分割・新設
- ・小規模事務所の統合や分室化
- ・近接事務所の統合や再編など

※現行の312カ所は、税務署524カ所、公共職業安定所474カ所、労働基準監督署337カ所と比べても多い状況ではなく、総数は維持しつつ、配置の見直しを行う。

## 5. 総合コールセンターの整備

- ① 電話の混雑によるかかりにくさを解消し、お客様がわざわざ事務所に来訪していただく必要を減らすとともに、年金事務所の職員を他の業務に集中しやすくするため、既に「ねんきんダイヤル」を実施したところである。
- ② さらに、電話相談体制を強化し、全国統一による電話対応の品質の向上を図るため、社会保険業務センター中央年金相談室の電話相談と年金電話相談センター（23ヶ所）を、全国3ヶ所程度に集約し、被保険者・受給者からの問い合わせ等に対応する総合コールセンターを整備する。（民間委託）

